

# 大阪千代田短期大学における外部研究費等の取扱いに関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、大阪千代田短期大学（以下「本学」という。）における外部研究費等（以下「研究費等」という。）の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において「研究費等」とは、次の各号を指す。

- 一 文部科学省、他府省及びそれらが所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的資金」という。）
- 二 前号の競争的資金以外の学外から給付を受けた各種研究費、助成金及び補助金等

## (責任と権限)

第3条 本学の研究費等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、総括管理責任者、事務担当責任者を置く。

- 一 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究費等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長がこの任に充たる。
- 二 総括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、事務局長がこの任に充たる。
- 三 事務担当責任者は、研究費等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、学務課長がこの任に充たる。
- 2 最高管理責任者は、総括管理責任者及び部門責任者が責任を持って研究費等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

## (運営・管理)

第4条 研究費等は公的なものであることを認識し、その目的に沿った使用及び説明責任を果たすべく、それぞれの研究費等に係る規程及び取扱い要領等に則り、研究費の使用等の機関管理を徹底し、常に適正な管理を行うものとする。

- 2 競争的資金については、予算執行状況の検証、物品の発注・検収、研究者の出張計画・実行状況、非常勤雇用者の勤務状況等の把握確認業務を行い、本学学務課が学校法人千代田学園の関係事務組織の協力を得てその任に充たる。

## (事務処理手続き)

第5条 事務職員は、専門的能力をもって研究費等の適正な執行を確保しつつ、本学の効率的な研究遂行を目指した事務を行う。

- 2 本学は、研究費等に係る事務処理手続きに関するルールについて、常に見直しを行いルールの明確化、統一化を図るとともに、教職員に対し、周知徹底を図る。
- 3 研究費等の事務処理手続きに関する本学内外からの相談を受け付ける窓口を学務課に設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する仕組みを設ける。窓口担当者は学務課長とする。
- 4 本学は、事務職員の専門的能力の向上を図るため、研修等を実施する。

## (不正防止計画の策定と実施)

第6条 研究費等を適正に運営及び管理し、不正を防止するために不正防止計画の推進を担当する者（以下、「不正防止計画推進者」という。）を置き、最高管理責任者が指名した教職員がこの任に充たる。

- 2 不正防止計画推進者は競争的資金を適正に運営・管理し、不正を発生させる要因を把握するために不正

防止計画を策定しなければならない。

- 3 不正防止計画推進者は策定した不正防止計画を最高管理責任者に報告し、事務担当責任者を通じて関係者に周知し、実施を求める。
- 4 最高管理責任者は、不正防止計画の実施が不十分と認められる場合には、不正防止計画推進者にその改善を求めることとする。また、違法行為や不正が行なわれないように組織内部をまとめ、適正に運営及び管理を行なうものとする。

(窓口の設置)

第7条 研究費等の不正使用に関し、通報及び相談を受け付ける窓口を設置する。通報及び相談の窓口は事務担当部局とし、担当者は学務課長とする。

- 2 通報窓口及び相談窓口の運営に当たっては、通報者等を保護する方策を講じる。
- 3 通報窓口が学内外から不正行為に関する通報を受け付けたときには、速やかに最高管理責任者に報告する。

(不正行為の調査等)

第8条 前条第3項により通報を受けた最高管理責任者は、不正行為の事実関係を調査するため、調査委員会を組織し、調査を求める。

- 2 調査委員会の委員長および委員は最高管理責任者が指名する。
- 3 調査委員会は調査に際し、通報者が特定されないよう適切な措置を講じるものとする。
- 4 最高管理責任者は調査結果に基づき、部門責任者を通じて関係者に改善とその結果の報告を求め、悪質な場合には公表を含めた処分を行うことができる。

(競争的資金の取扱い上の不正に係る懲戒)

第9条 競争的資金の取扱いについて不正に係る事実が発覚した場合は、教授会における処分についての審議を経て、懲戒を与えるものとする。

- 2 事務担当責任者は不正に関与した取引業者に対して、取引停止を行ない、直ちに事実関係の概要、措置の内容及びその理由等の必要事項を最高管理責任者及び総括管理責任者に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、総括管理責任者及び事務担当責任者に対し、当該取引業者に対する一定期間（無期限を含む）の取引を認めない措置を講じることを指示する。

(監査体制)

第10条 本学の競争的資金の適正な管理のため、大学全体の視点からモニタリング及び監査する窓口をおき、内部監査委員がその任に充たる。

- 2 内部監査委員は、最高管理責任者が教職員により指名するとともに、指揮・監督をとる。
- 3 内部監査委員は、必要に応じて学内外より委員を加えることができる。
- 4 内部監査委員は、予算執行状況の他に、体制についての検証も行い、必要に応じて防止計画推進者及び法人会計監査人とも連携を図るものとする。

(事務担当部局)

第11条 この規程に関する事務は、不正防止計画推進者が担当する。

(改正)

第12条 この規程の改正は、運営会議及び教授会の議を経て、学長の決済をもってこれを行う。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。